

# 政務調査費の支出に関する措置請求書

## 政務調査費の支出に関する措置請求の要旨

### 1 請求の要旨

- (1) 霧島市は、地方自治法第100条第13項及び第14項の規定に基づき、「霧島市議会政務調査の交付に関する条例」(平成18年1月31日)を制定している。この条例は霧島市議会議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として、政務調査費の交付に関し必要な事項を定めている。各月1日に在職する市議会議員に対し、政務調査費を議員一人当たり月額3万円、年額36万円を支給している(平成18年2月1日施行)。
- (2) 政務調査費は、条例に定められているように、「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部を交付する」ための補助金である。地方分権が推進される中で、地方議会の活性化と議員の政策立案能力が問われてきている。一方では、全国的に政務調査費は、その趣旨とは裏腹に、議員報酬とは別枠の手当として認識されてきた傾向があり、使途の不透明さを排除するため平成12年の地方自治法改正につながったという側面もある。
- (3) 政務調査費は、地方自治法100条13項以下に、下記のように規定されている。
- 13 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。
  - 14 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。  
ここには、領収書の義務づけ規定はない。  
しかし、政務調査費の支出として出されるのは、書籍の購入、印刷、広報、職員、研修、会議などの費用が多く、領収書を添付すると活動が制限されるものは、ごく限られる。
- (4) ただ、領収書を提出すればよいのかというと、その支出の妥当性には疑問が多い。  
現に、県内の市議会においては、領収書の改ざんが発覚し政務調査費の支給を廃止することになった。また、政務調査費の返還や住民訴訟も提訴されてきている。  
政務調査費は、普通の補助金のように費目を厳格にしばることなく、政務の調査の範囲内で自由に使って良いというものであっても、補助金である以上、その支出の公益性が担保され目的外支出はないか、使途基準に従って支出されているか検証することは重要である。
- (5) そこで、鹿児島オンブズマンでは、霧島市議会において各議員に支給されている政務調査費17年度分と18年度分(5月18日付で開示決定)の実績を開示請求した。  
その中を精査すると、その支出の妥当性には、以下の疑問な点及び改善が求められる点がある。  
以下に述べる理由により、不当な公金支出であり、返却することが求められる。
- ①調査内容は、住民の福祉向上の施策に反映できる研修であること。  
姉妹都市契約等にかかる交流等は、政務調査の対象とすべきではない。
- i) 2006年4月24日～28日海津市・和気町・雲仙市視察は、表敬訪問と議員間交流が主で、雲仙は姉妹都市盟約記念式典に参加している。参加議員20名。姉妹都市契約等に係る旅費及び宿泊費65,560円×20名=1,311,200円。
  - ii) 2006年11月8日～11日中国上海市姉妹都市交流に12名の議員が参加している。中国上海姉妹都市交流に係る旅費及び支度金135,400円×12名=1,624,800円。

②経費は、実費弁償を原則とすること。

i) 旅費・宿泊費は、実費とすること。

航空券とホテルパックとの差額支給は、行なわないこと。ホテルパックによる宿泊費は8,700円である。政務調査費では、14,800円の支給がなされている。その差額支給6,100円が314,700円に上る。

ii) 政務調査にかかる日当は、支払わないこと。

政務調査は、議員の日常活動の一つであり、政務調査費の対象とできるのは日当以外に係る経費の実費のみとすべきである。

日当として政務調査費から総額953,000円を支出している。

③書籍、資料購入にかかる経費について

i) 商業新聞（地元紙及び4大紙、日経新聞等）及び業界紙、政党機関誌は政務調査費で支給すべきものではない。

ii) 書籍購入にあたっては、書籍名を明記または、書籍の写真等を添付する。

2会派16名の議員が、商業新聞・業界紙、政党機関誌購読料と書籍名がない購入費などと、総額で577,088円支出している。

④事務機器の購入について

i) 議員が個人用として購入するもの（パソコン・デジカメ・コピー・ファックス機器等）には充当しない。

ii) 政務調査費を充当して購入できる事務機器（パソコン、コピー機等）は、会派が調査研究活動用に購入するものに限る。

1会派、7名の議員が個人所有の電化製品を半額または全額政務調査費から支出している。その額は905,380円に上る。

⑤広報費（議会だより等）について

広報費は、議員個人の実績を支援者等にアピールしたり、市政の状況を報告したりと、議員の情報を外にアウトプットすることがほとんどで、調査研究活動として、議員がインプットするツールではない。よって、政務調査にはなじまない。

2会派、3名の議員が議会便りを通信費として、政務調査費から全額331,200円を支出している。

⑥事務所費について

事務所は、通常の実務所とは別個の、例えば「政策研究事務所」なる建物を特別に設けるのであれば政務調査費として納得がいくが、事実上なじみにくい費目である。

事務用品等の購入を事務所費として支出するべきではない。2会派、13名の議員が総額で659,670円を政務調査費から事務所費として支出している。

⑦7名の議員が、政務調査で視察に行く自治体へのお礼として、政務調査費を以て15,610円の品物を購入している。調査先のお礼であれば、自費で支出すべきものである。

(6) 霧島市議会にあっては、全国都道府県議会議長会作成のモデル案を参考にした「政務調査費使途基準」はあるものの、結果的には使途自由の政務調査費支出となっている。

「政務調査費が補助金」であるという認識が議員及び事務局双方に希薄であり、本来の使途の認識が不十分なままに運用してきている。そこには、①政務調査費が説明責任を問われるという認識の不足、②事前の検討が不十分で、詳細な運用マニュアルが整備されていない、③チェック機構を整備せず、責任の所在を曖昧にしている等の理由により、監査の対象とされてこなかったことがそもそも問題である。

議会・議員・事務局で、倫理規程が整備された上、コンプライアンスが徹底され、更には第三者

機関の検証が制度として整備されている状態が組織のあり方として当然である。

監査委員には、この趣旨に添った適切な措置を講ずることを求める。

(7) よって、監査委員は、市長が上記①～⑦の総額 6,692,648 円を関係する会派及び議員に対して、返還請求するよう勧告することを求める。

2 請求者代表者

住 所

職 業

氏 名

印

請求者

住 所

職 業

氏 名

印

同 上

住 所

職 業

氏 名

印

同 上

住 所

職 業

氏 名

印

同 上

住 所

職 業

氏 名

印

同 上

住 所

職 業

氏 名

印

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

2007（平成19）年8月20日

霧島市監査委員 様

【証拠資料】

- 1) 2006（平成18）年度会派及び議員の政務調査費収支報告一覧
- 2) 2006（平成18）年度会派及び議員の政務調査費の各項目別返還請求額一覧